○内閣農林水産省令第十二号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第五十九号）の施行に伴い、農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
附　則 （法附則第九条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策） **第六条**　法附則第九条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。 一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第九条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針 ［二～四　略］ （法附則第二十二条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出） **第九条**　［略］ （法附則第二十二条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項） **第十一条**　［略］ （令附則第十三条第三号の資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項） **第十二条**　［略］ （新型コロナウイルス感染症特例金融機関等による経営強化計画の提出） **第十三条**　法附則第二十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（同項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、別紙様式第十号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。 一　法附則第二十六条第一項の申込みの理由書（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（同項に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。） 二　提出の日前六月以内（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類 三　代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面	**附　則** （法附則第九条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策） **第六条**　［同上］ 一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第九条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針 ［二～四　同上］ （協同組織金融機能強化方針の提出） **第九条**　［同上］ （法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項） **第十一条**　［同上］ （法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項） **第十二条**　［同上］ ［条を加える。］